

保証料について

高知県の制度融資は、一部を除き高知県信用保証協会の保証付き融資となっています。県が保証協会に保証料の一部を補給することで、通常より低い保証料で保証を受けることができます。

1、普通保証

普通保証を利用する場合、経営状況によって9段階に区分された保証料率が適用されます。

料率は、融資メニューによって以下の通りになります。

付表1(一般)⇒ほとんどの融資メニュー(付表2～7適用のもの及び特別小口融資、流動資産担保融資、創業者等応援融資、事業再生支援融資、農業ビジネス保証制度融資、並びに災害対策特別融資を除くメニュー)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.21	0.36	0.42	0.46	0.55	0.70	0.82	0.94	1.07

付表2(特殊)⇒経営安定融資(手形割引極度)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.22	0.35	0.40	0.44	0.57	0.70	0.80	0.91	1.01

付表3(小口零細)⇒小口零細企業融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.30	0.50	0.55	0.59	0.74	0.90	1.02	1.14	1.27

付表4(短期)⇒経営安定融資(手形貸付極度)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.25	0.40	0.45	0.50	0.64	0.80	0.92	1.04	1.17

付表5(産振7)⇒小規模企業融資(7年)、産業振興計画推進融資(7年)、次世代施策推進融資(7年)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.12	0.16	0.21	0.26	0.30	0.35	0.40	0.46	0.49

付表6(産振10)⇒小規模企業融資(10年)、産業振興計画推進融資(10年)、次世代施策推進融資(10年・15年・20年)、事業者選択型経営者保証非提供促進融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.13	0.18	0.22	0.25	0.30	0.34	0.39	0.42

付表7(地震・節電対策)⇒南海トラフ地震・節電対策融資、事業承継特別保証制度融資(事業承継Ⅱ)、災害復旧融資、高知県元気な未来創造融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.12	0.14	0.18	0.20	0.24	0.27	0.31	0.34

付表8(事業承継1・確認無)⇒事業承継特別保証制度融資(事業承継Ⅰ・確認無)

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.11	0.13	0.18	0.22	0.25	0.30	0.34	0.39	0.42

付表9(事業承継2・確認有)⇒事業承継特別保証制度融資(事業承継Ⅰ・確認有)、伴走支援型特別保証融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.05	0.07	0.09	0.11	0.13	0.15	0.19	0.22	0.25

付表10(経営力強化7)⇒経営力強化保証制度融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.22	0.22	0.26	0.31	0.36	0.40	0.45	0.50	0.56

付表11(経営力強化10)⇒経営力強化保証制度融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.21	0.21	0.23	0.28	0.32	0.35	0.40	0.44	0.49

付表 12(協調①R 7)⇒協調支援型特別保証制度融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)R7	0.12	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.48

※保証付き融資額の 1 割以上のプロパー融資の同時実行を受ける場合。

付表 13(協調②)⇒協調支援型特別保証制度融資

区分	9	8	7	6	5	4	3	2	1
料率(%)	0.29	0.38	0.50	0.63	0.73	0.86	0.98	1.11	1.20

※金融機関の支援を受け、経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合。

※付表 6 事業者選択型経営者保証非提供促進融資を利用する場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合は付表 6 の表示料率に 0.15 パーセントを上乗せし、ア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人設立後 2 事業年度の決算が無い場合は表示料率に 0.35 パーセントを上乗せする。

ア 保証申込日の直前の決算における貸借対照表において、債務超過でないこと

イ 保証申込日の直前 2 期の決算における損益計算書において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

※付表 8 及び 9 の「確認」とは、高知県事業承継・引継ぎ支援センター並びに高知県中小企業活性化協議会による確認をいう。

2, 特別保証

経営安定関連保証（セーフティネット保証）等の特別保証を利用する場合、以下の特別料率が適用されます。

保証制度	料率(%)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) ほかほとんどの特別保証	経営支援融資制度 0.40 特別融資制度 0.10
公害防止保証 等	0.55
新事業開拓保証	0.50

また、以下の融資メニューを利用する場合、専用料率が適用されます。

融資メニュー	料率(%)
特別小口融資	0.40
小規模企業融資（経営安定関連保証利用） 経営力強化保証制度融資（経営安定関連保証利用） 産業振興計画推進融資（経営安定関連保証利用） 次世代施策推進融資（経営安定関連保証利用）	(7 年)0.30 (10 年)0.25
流動資産担保融資	0.36
南海トラフ地震対策融資、災害復旧融資 (経営安定関連保証利用)	0.20
創業者等応援融資	0.10
事業再生支援融資（事業再生計画実施枠）	0.20
農業ビジネス保証制度融資	0.30
事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）（特定経営承継準備関連保証利用）	0.20

3, 経営安定関連保証（セーフティネット保証）について

セーフティネット保証は、取引先企業等の倒産や業況が悪化している業種を営んでいる等、経営の安定に支障を来たしている中小企業者を支援するための保証です。

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

対象となる中小企業者は、本社または主たる事業所の所在地の市町村商工担当課に申請書を提出し、「特定中小企業者」の認定を受けることで、保証料率の引下げや信用保証協会の保証限度額の倍増などの優遇措置が受けられます。

4, 危機関連保証について

危機関連保証は、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた全国・全業種の中小企業者を支援するための保証です。